

2026年2月27日

各 位

会社名 H.U.グループホールディングス株式会社  
代表者名 代表執行役会長 兼 社長 竹内 成和  
(コード番号 4544 東証プライム市場)  
問合せ先 執行役常務 兼 CFO 北村 直樹  
電話番号 03-6279-0926

### 株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式報酬としての自己株式の処分(以下、「本自己株式処分」という。)を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年3月18日
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 1,120,000 株
(3) 処分価額	1 株につき 3,293 円 (前日株価)
(4) 処分総額	3,688,160,000 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (内 役員報酬 BIP 信託口 : 910,000 株) (内 株式付与 ESOP 信託口 : 210,000 株)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

#### 2. 処分の目的および理由

当社は、当社の執行役および一部の当社子会社の取締役(社外役員を除く。以下、当社の執行役と対象となる子会社の取締役を併せて「対象役員等」)を対象に、株式保有を通じて株主の皆様との価値共有を進める 譲渡制限付株式ユニット(Restricted Stock Unit、以下「RSU」)および当社の中長期的な企業価値向上に対する達成度等と連動するパフォーマンス・シェア・ユニット(Performance Share Unit、以下「PSU」)から成る「役員報酬 BIP 信託」(以下「BIP 信託」)を活用した役員向け業績連動型株式報酬制度の継続・内容の一部改定を行っております。

また、当社および一部の当社子会社の従業員のうち、一定の要件を満たす管理職(以下「対象従業員」)に対し、経営参画意識と企業価値向上へのインセンティブを高め、持続的な価値創造に向けた挑戦を一層加速させること、ならびにエンゲージメントおよびリテンションの向上を目的として、「株式付与 ESOP 信託」(以下「ESOP 信託」)を活用した株式報酬制度の導入を決定しております。

なお、BIP 信託の概要については、2023 年 6 月 20 日付で公表いたしました「[役員報酬制度の改定に関するお知らせ](#)」および 2023 年 8 月 8 日付で公表いたしました「[信託型株式報酬制度の継続ならびに追加拠出に関するお知らせ](#)」を、ESOP 信託の概要については、2025 年 9 月 26 日付で公表いたしました「[株式付与 ESOP 信託の導入について](#)」をご参照ください。

本自己株式処分は、BIP 信託の期間延長および ESOP 信託の導入に伴い、当社が三菱 UFJ 信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬 BIP 信託契約（以下「BIP 信託契約」）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 BIP 信託口）および株式付与 ESOP 信託契約（以下「ESOP 信託契約」）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与 ESOP 信託口）に対し、自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に対象役員等および対象従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は 2025 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数に対し 1.95%（小数点第 3 位を四捨五入、同日現在の総議決権個数 571,020 個に対する割合 1.96%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は、株式交付規程に従い対象役員等および対象従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

### 3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2026 年 2 月 26 日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値である 3,293 円としております。当該価額を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと判断したためです。

### 4. 企業行動規範上の手続

本自己株式処分による株式の希薄化率は 25%未満であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以 上